和歌今昔物語 自六至十

帝国
775
203

今昔物語 侍部 六月録

○世俗傳

一 平維茂郎等被敕諸
二 維茂討勝原諸任諸
三 平貞盛欲害醫師諸

門4曽4
帙775
巻203

宗教大学図書

今昔物語 侍部六

世俗傳

一 平の維茂郎等被殺語

今はむかし上総介平の兼忠といふ者あり平の貞盛が
弟乃繁盛が子なり兼忠上総介にして其国の有る
小余五将軍維茂（兼忠子貞盛養子信濃守帯刀従五位上鎮守府将軍）といふ者を
兼忠がよめ陸奥国より呼寄せ又兼忠よ
く対面せざれば文上総介なりてありもしれば
あるべき事なりとて呼びたりし者れば兼忠も悦て其後
をいとをしく侍こと小維茂男の如兼忠子の如
かゝる程に年ふれば郎等にして側に侍ける小侍
男に腰をとらせて維茂内に入坐つゝ
年来の事どもをかたり合て維茂が奥しき郎等
の中小家侍の者ども四人相談して家に

らびとり其第一よりはつとりあるふの小男は又の歌とり
乃大男の鬚をぐくいり処しーくに於てつーあに紀兵
とりくくりはしに紀兵衛右梅とあくに男ふるとあるに
ア[illegible]やと同ばあるとりを[illegible]ふ兵右あの右帛かこ[illegible]
が又を[illegible]とり者のれ千財海ハいまぐりされ[illegible]ばいそ
うちんといふる男きてげまも又人よ[illegible]ーどハ[illegible]
ゆれかも歌をとされやとうでおりを作に今日ぢりて
歌をとんゆうとひくに流をうくとぬ疫流い物
なぐくくに日[illegible]ばハ同[illegible]ゆりう右帛かされう
和宿よ行て物くひ酒のくて常小用ーすれば松ふ和生の
ちりをくて信に弓胡籙甲冑と金布の大幕二ふ
川酒りて家なぐ酒くあるくくくに以月晦日
此年ゆれで雨ふ幕をあるを世家人どハ朋友と顧
てくちりれう次の光畫のおくくあてゆる呂ゆま

はまバ和ひ讨ぐさやうーこうるふの小男ハ又の歌とう
ちんくくあるくくくひられバひくふ腰刀のされとよく
らぐくくぐくーあ小ーあ小入くくち帛かの旅宿ふ行て家人ふが
合物とあるこるゆきれよさうげるさ行すくくゆるうあ
歌とりて信に行のやくくよりてれーあ幕りる種のあ
ぶた屋居くくあの歌を和くくぬくれくくあ天右宝くくい
くれくりまぐーー千宝を色ーー小信くくあ和ーて人ちゆ
まる以行うりる風くくあ更ゆ右帛かとうくくバ長
速をこのぐくゆをばそこうぬ右右ちくバ寝りを
かの男ひくふ思びちくく和行れも
和人ゆくふりうりあ和あるくく後ゆ行くくれれバ
帛宝ち粥を合をむとくくー宰くくるふ血まみもにりて
飛ゆくゆ帛宝これをとくくくはうにくのれバあるひち
ちりをとぬさくく歌いばくくうあるくくれみハ門和小

ケ出さるゝあり扇屋ちよう町ふちゝゝより者の為ば
中角ひふ行へゝうぐひらのゝ珍とあげてあ
中き死去る角ひしるを方ゝ様何として寄をば立居はざる
中人加りる日居さ事ひあゝんとゝて年ごろ居ろ
寄ゝゝて波ゝ人まゝゝさ会ひよ遅のつさひひち
ゝはひあゝ波ゝ角よ事ゝ横ゝすりゝ居ゝて
ゝゝ紙ひのゝ小俊藩足を関て大ゝおゝゝ足ひ
ゝて紙和ゝり中國ゝて加ゝあゝん足飛ゝ三ゝ居
ゝゝ家人ゝゝゝ世ゝ小ゝ祝ゝゝゝゝ
人ゝゝ事あり長者の子小侍ゝて守殿小ゝ人
ゝり奴ゝ不ゝおりるゝゝゝゝ館ゝゆゝゝ兼ゝゝゝ
俊藩ゝ古奥ゝゝる扇ゝ紙様ゝゝれ作ゝ藩国ゝ事て
加ゝ不ふあひゝゝ小俊藩ゝ祝ゝゝ加ゝり是ゝ藩人乃
ゝゝゝ作ゝ一ゝ世ゝ加ゝ番ゝて射ゝゝ者の子

此男殿ゝ作ゝ定ゝゝ加ゝ作ゝゝゝゝゝゝ
問ゝゝゝゝゝゝ関ゝゝゝゝの男ゝ者
加ゝゝ長ゝ小ゝ昨日長ゝ方ゝゝゝゝ
作ゝゝ作ゝ男ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ作ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

悪路と云バ村々に伽じき人なりしが大音と名のりけれバ
維茂あしく申てけりしにひかへし御心ありて其手を定ち
て城内に逗留而して陸奥守にゆるしけりそのうち
五郎が於にあらしる男三日計して出来ける守殿
ほどあまりたる者共をえらりけるに館男人よ御氏寄れていと
立ちまちに走られしがいく程もなく病つきけれバ守も
あきれてむなしくひあつけ寂の歎していひけれ
口男きぐ一人して三ゞりけれ家人共浮かく御力れ申
に入て急ぎ討ける所宮にえたの中に後ふ放ち
し麋けりしきんかりにほえけるとや

二 平維茂討藤原諸任話

今ハむかし實方中将 正四位下陸奥守。定時男 陸奥守になりて下り
ましけるがほどなく公逝されバ国内の者どもは公事を
等閑にして館の公仕たてる事なかりけり其比同

國に平維茂といふ者あり是ハ丹波守平貞盛が弟武蔵
権守繁盛が子上総介兼忠が嫡子なり貞盛ハ子細
ありて甥並に甥の子どもをあつめて養子にせける維茂
ハ其中年若かりけれバ十五郎にそひけれバ字を
餘五君とひきける 一書曰貞盛弟曰繁盛。繁盛子曰兼忠。兼忠乃是維茂父也。天慶年中。貞盛與藤秀郷誅戮山賊平将門。功名蓋世。任陸奥守。兼鎮守府将軍。以甲州東方而擇族類勇敢者。養之為義子。以序其歯。有太郎次郎以下至十郎之行。而撰叙其餘。維茂生而剛勇也。然年弱。當第十五。故名之曰餘五郎。貞盛卒後。留戍奥州。州民皆知其ハ健強

此ほか藤原諸任と云者あり是ハ田原藤太秀郷といひける兵の孫なり字を
澤胯四郎といひける 按大系図秀郷。千常。公脩。兼光頼行。兼行。師種。澤俣。余五将軍敵人。與此文所載甚相違。然秀郷者貞盛同時之人也。維茂者貞盛之養子也。以此考之。以澤俣為秀郷五代之孫者。恐非正説。 此二人すこし
田畠の事をあらそひておのく守にうたへけれど
をはりのこと一理ある上二人ともに國にきこへさる者
なりけれバ是非をわかちかねしあひだに國司
三年と以上失けり 藤實方長徳四年十一月十三日於任國卒去 其後ハ...

[illegible]ばかりなり[illegible]合戦の用意[illegible]なり[illegible]
[illegible]を[illegible]り[illegible]日限定め[illegible]
[illegible]す俊政が方ふい兵[illegible]千人牛[illegible]任ず方[illegible]は千騎人
[illegible]れば法仕[illegible]に欲し[illegible]先[illegible]戦[illegible]
[illegible]て常陸[illegible]知られば俊政[illegible]
[illegible]ん[illegible]の[illegible]てあ[illegible]ふ[illegible]あつまり居る兵
[illegible]ども[illegible]こそあも[illegible]
[illegible]て皆幸国[illegible]澤[illegible]
[illegible]俊政[illegible]押寄[illegible]十月朝日[illegible]丑時
[illegible]なる[illegible]
[illegible]ふ余五[illegible]
水島[illegible]ふ[illegible]
[illegible]余五[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

市等伊[illegible]南部小軍士四五町[illegible]滅して大[illegible]
尽く作[illegible]余五[illegible]と[illegible]
[illegible]兵士[illegible]
今日ふきはまれり[illegible]
歌の[illegible]遣[illegible]
[illegible]同[illegible]
[illegible]俊政今[illegible]
土佐守藤原李蘭女 [illegible]初見滅定[illegible]左衛門太輔従五位下系図作[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

焼屋ありてこそ物猫もあれのれバこそ死しあれバ余合
少くにかかれん定まりて有しんと案じて
貞ぬしをすけし御たちに大君 名ハ好則従五位下 よりふ君の許よ立
よりぬ大足ハ能とし子猫椎通 輔政が子なり武に長
じて道成ありけりある時一生歎かはしくして万人に秘
蔵して有りけり沢勝が妻が見なりけりに大君舎沢勝にて
一戦よ勝利をとりのかしハつみしき事ありけれども彼
かぐよの黒蜘の武家よこもりて切りてハかりの人物ごり
はかり首ハあかしに取して物のもち沢勝に従ひ
のひとりきこしても沢勝がいこく鳴作の事の有に
君なる屋にこもりてかりてしにに金五ハ笑ひて下
知りてうちにおめぐりあろうひはうが罷月れバ
此の者にこそ財所斬ちと焼殺しる者男女老
若八人かり物猫がたのしれバ金五といつくは出べき

何の故ともなく焼首を取りつゞきぞ露かしこく祝ひ候べ
しとて亭主が祝ひに大君閑ての事あとこそありけりふた
たびの事をされども翁が見るに金五が頭を取てつけ
しかりやうしと殺のけんにけけにも結つけてやすく
ならば薬師にも家ハ熊五が黒焼よく知られバかくもせそこ
れこそ濁酒を呑みしたれども詳なり左程まで
之れし身が夜足もとも月つゝされし遅くなれバ沢勝ハあわて
我かしこくたる十日飛かけてわがひとつにも家にかけて午前
行て来りし御の東に山西に小川あるなるにて馬より
下りて宿はやすむんとて団子を提て床に大君が許
より大将十五飛が補親る酩酊までたりけり酒
任よひて酒ともあつめて子ごとに取りての心む事より
己がみし鼓ひて喉ハ三郎りにかけつゝまた空腹に酒也
茶杯も飲まれバ甚だ酔で膝と附たり馬の前大宮と云

くびすうしば鞍下し書とれちらく指縄でうとふく
留ちう三指ふ伯ふ伯ふ伯ふ家ぞくふく敵とも者て射
ふ家しけもどし留行つきて子物ちうれう家人ふ敵
ふる汐れれハそくふふふ益れしとうひくふる甲冑
脱すて女の子ぞう複とふ子ぞくふふ猪を乱して
下女の汐ふまよて子ぞうとかしねて楊の中より
伯ふれ出くふ光ごくふに子せ伯西の方ふる大河ふ入く
葦のそきぞうう年よりて楊の根とこうてかみ云
たうふ脇が鞍うて今伯子町ふむふ宿ふ余
五ぐ帝皆のふふあるもども子年人けふく焼死る鎧
とうくふ伯れしむて伯子ふ余五河の中より
紙ハ足くなかくうびしうハ兵ぞ足と子て馬より
まうび落てうぞくしくとふ收びうるほめふたとば
余五河よりあがりれハ帝皆ふ各家ふ人を伯ハし

合戦をなりうる家兵枝ふ物とねるう余五衣と衣物
と奪て伯ふふく紙衣おうれし時子入く命を
多ふううびくしうはうひくふふげぬふふ紙せふと
めくふふくうく伯国とうる色ふくいぐせんふ帝ふ
たぐいくかれが鞍ハ四人百人よりぞ伯方ふうづふ子十
人より射揚すびうたあびふ伯ふ軍士とあうて敵せ
ふうて伯ふ足と子ていくうこ足のふふふ一足
あうくいども紙ふうようハ今家家の国て焼ろれる
ふまうば今まで命ふうんやかくのれるふふうふハ
あうびけうびの中きうあたる紙ふうる紙紙家で
うふも命とれふまびそこ足ふ後ふ軍とうけて敵び
紙ふうで人子ふもれが家ふむうひくふ家射けて
死んとふ家命れくハ家ふ中衣
ふくふ伯ふ鞍ふうくすみ
ゆけハ帝皆ぞふ伯ふふ

作りて、三尺ばかりなる太刀、長さ五尺ばかりなる太刀、佐賀の郡小城郡にて其岳の西なる樫原の河原にて馬の鞍
ひとつ、轡とこれにて寢ぬ。その外の物の所、今日、ひとつ、角ひとつ、人
ありし物の用、三角、今日、ひとつ、人の毛とかぶとの毛、
色の黑き毛の物の用、小刀、腰の物、腰の物、
小刀、侯二尺ばかり、胡簶と腰、
ばかりなる物、ねりぬき、革毛の馬の七すじ、
遊退一物、ふくろ、
陽人、合百余人、
大男、家のおを通る、
昭和堤河、
元ばかり、

武樽ふのかぜ、をんさ、長さ、侯の男、
門と、
ばかり、大君樽ふのかぜ、
中、問れば、
軍士百人、
よる、作ぬ、
栄花、
騰、
也、
仮者、
あんや、
て今、
かして、余五、
栄、

武樽ふのかぜ、をんさ、長さ、侯の男、
門と、問て、ばかり、使、門の内、入て、去に、
ばかり、大君樽ふのかぜ、
中、問れば、一所、
軍士百人、
よる、作ぬ、大男、
栄花、
騰、蘭笠、
也、
仮者、馬、
あんや、
て今、
かして、余五、
栄、

ゆゑば疾くとて花ざかりに乗せてその岳の峯に登り
たるに兵の上より南のそばなる文字にかきあらはしてみれば
其の後に貴人のせたり沢胯は思ひもよらぬ孫があなどりて
びくともせずありければあなどりし胡籙を取て弓打物兵杖とる
て我の他のと河あまたありけるを馬に乗て馳らん
に有る指をかざし調度をささげてあまたの者どもに防ぐさ
維茂が従者いさんで斬伏逃しに沢胯を射とめて首
はねられける。されば早くに沢胯が家に押寄かくと言るに
家の者どもは我君戦に勝ぬとて悦びて
合戦を数多くしたりし所に案ずるに遠しして余五が軍せ
ら入て屋どもに火をつけ所に出たる郎等射させ斬倒して
後人を入て沢胯が妻と女房一人を引出し二人ともに
市女笠は忘せて馬にのせて余五が馬のそばにつけて
外をばよそにかまへて男をば一人ものこさず射させよと

いひければ府臈より皆射とりしりめく従はざらくに後藤
言ふ乃ひくらまとく大君が門前に寄て人を振りて
沢胯が妻をはや〳〵和かに取出せとこの御妹ぞお
そすれば、はやく女をも早く物にとりまとへ、とせめられ
ぬ君よりむかひの門をひらき此妹をとらせて返りけるより
を出しけり。其後より余五は弥名不残東に名をあげ
維茂東八ヶ国に名を挙て子孫にいたり其紅といふ氏
れ及門を備後定が子孫、公より人で今にありとかんぬり
伊すえ給ふ也

桜維茂墓越後国蒲原郡小河荘岩屋村平等寺ニ有之

三　平貞盛欲害医師語

今はむかし平貞盛胡佐丹波守にて其国にありける時に
悪瘡出来にければ京より医師を迎下して見せければ
いみじく怖しき瘡なりこれは児肝といふ薬をもつて
治すべしとてよびけるかくし外に出ぬ児

于時は妊婦の脈をさぐらしく男児なれバこれを薬にくりへて調
合するとかや貞盛其子の左衛門尉維衡を呼で此薬を
求るに世に秘方ありては後胤迄もなし此の妻懐妊なるを
幸ひ我にあたへよとのぞむ維衡これを聞て自らのぞむほどに
是くれども相従ひ作りしやせバ貞盛にしられし事也
足下ハ志げし外よりしてし葬送の用意せよとしハいりかして
左衛門尉医師が許よりかてくらるゝりあらうじ驚かりけれバ
医師困て我に孫をのがしやるべきとして縫く行て其は
かくあらぬと申し図ハ貞盛が待ハ左衛門尉が妻懐妊
志つる我も心得居るうと答ふ医師それハ何よりもる我
流ハ薬にあらべくらくかしもり久を丁しこへバ加飯女の懐妊
志て六月よなりし我けをさせしく腹を割てみるに女子なり
これバ打捨くしてよろしく妊婦をかしめ腹を割て男子とに
此薬を調して病氏愈しけり此家の数術にて医師に

これ秘薬を調合などしてあたへて後左衛門尉を呼て後胤の
児干かく余りる事を付医師相談せんとてうかゞひけれ
かやうなりし事をきかりし我が不思議に思ひして夷をとらめ
よりて陸奥の国へくだりつかはされしなりとぞかゝる人を殺す
志かりしゆえしハ是れ先し不思付医師をも害して人
口をふさがんとおもへり然るに都にのぼりけると京にのぼりしとを
射かくすべしとふ左衛門尉ハしかるに此事ゆへ海よりのぼら
んと云ひかくれ居て海盗の風情よりそれとして射殺し
候ハんとまちかけて出立させしかバ甚用意に依りてとて
急に幼くひそかに医師に命じて此事代父が申され
とかいふべき次第にて医師を不思議ありていふには
くりひのひく急すけて有りまじしとや此左衛門尉がい
てくらてかしもり山まで下りにつきて待ちうけ判官代を
言ふのとくに足下ハ遂まで秘め置けるのるすの生きく世く

つれてゆければ、ものいふこゑ、ふと、醫師をとゞめ
て、はじめてものいふこゑ、雨村ぐらうが、あるつ屏をと
しつゝやうやく小山まで、醫師馬をうつして、後者のぢく
にかりて、行くに、盗賊ども、ものいふこゑ、判官代
をとゞめて、ものいふこゑ、ものいふこゑ、一文ぶ射ぶ、一ワ小後
去ハ、ものいふこゑ、醫師に、ものいふこゑ、京ハ、ものいふこゑ、
りう、高屏ハ、鎌倉、ものいふこゑ、射ぶ、ものいふこゑ、貞
盛、ものいふこゑ、醫師、ものいふこゑ、京ハ、ものいふこゑ、判官代
ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、何
ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、屏、ものいふこゑ、醫師、ものいふこゑ、後者の
ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、
判官代、射ものいふこゑ、作ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、
人、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、貞
盛、羽左の、ものいふこゑ、販を、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、男の

金武、ものいふこゑ、醫師、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、
邪、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、貞盛、ものいふこゑ、ものいふこゑ、
ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、ものいふこゑ、

今昔物語六

今昔物語 侍部 七目録

○世俗傳

一 源宛平の良文合戦語

二 源頼光朝臣射狐語

三 平の貞道打駿河国人語

四 藤原の親孝子為盗人被捕質依頼信朝臣言免語

五 源頼義朝臣射殺馬盗語

今昔物語 侍部七

世俗傳

一 源宛平良文合戦語

今は昔、東国に三河源二源宛武蔵守仕男内舎人源二源宛と村岡の平良文高望王男○従五位下鎮守府将軍と云ふ二人の兵ありけり。

中にも良文が家人なりける兵の道に優れたりけるとぞ。

小三河源次常小中八村岡五郎いづれも兵の道に優れたりけり。

中にも常小中は行年よつきてもはべりけれども、

なほ不覚にあざりけれども、

良文は年たけたりけれども、

なほ武道に長じたる者にて、思慮も武勇も

いとめでたくおはしけり。

廣常は年よりも亜

ぬれども、

なほ武勇にすぐれたりけるに、

良文が家に来たりて廣常に

ゆゝしき武者にて候、はや〳〵名乗り給へと書き
通して、金山の日記をきらめき各軍をとゝのへ合戦のいと
あはれにきりすまして小世界ありけれバ己の刻ばかりに
雙方の軍兵什の郎ばかりを活捕につゝ兵とぞなりぬ
さてかりの間一町ばかりを隔て射合けるに
かゝる共供の帰り射合をすれども感じ
して引ふりけれバ共に引きもの胸なりと感じ
あるてのうち捕をとるもの多し良文
ぶりより宛ぶ立ひつゝ今日のもてなひハ無勢
の矢軍興ある間ど神ぶりくハ足下に武者〳〵名ぶ二人を
あるものぶり射合ひ宛これを関てこれを捕て
ひむところなり者ど今年あるんと返辞して宛名ぶ
一騎捕をとる法〳〵すゝむ人の后俱ぶつゝ歌をふん
ぶひ〳〵より良文と申返辞を関てもつゝこれと二騎あ

四郎ぶ屈伏をぶひてもあるひてあるひ引
ぶ遠〳〵ぶてつゝて良文宛ぶ胸板をもつゝて元を故
つ小宛ぶより高ぶやうにけて射ぶ小ぶ
あるもう宛ぶてつゝて良文ぶ胸板を捕ひて射ぶ
武良文見をもて射ぶ小ぶ
角ぶひよ射をとれもつゝ合ぶ馬の逆ぶ
ぶば宛ぶ胸板をもつゝ良文大小感じて雙方のこの
矢をぶる〳〵ぶたあ〳〵捕ぶ胸板をもつゝ甲乙
あるもあ〳〵ぶもぶ〳〵ぶ武者にぶ〳〵ぶ
ぶもつゝ今ぶ武者ぶ〳〵ぶ
武ぶ宛ぶ〳〵ぶ感ぶ〳〵ぶ
武ぶ宛ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ
ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ
ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

世ふ名作しおくとらん江ほ伝へたるとや

二 源頼光朝臣射狐話

今ハむかし三條天皇の春宮にて東三條におはしましける
とき寝殿の辰巳の方なる御堂の前の樹に狐有りて
此折より源頼光朝臣春宮大進にて候ひけるが頼光ハ多
田満仲入道の子なるがきこえある兵なりけれバ弓箭の
道ふつかへをさをさ世にすぐれたりけるに頼光朝臣
候しけるに春宮御覧じて蟇目にて絵かくあの辰巳の樹
にある狐を射よと仰せありけれバ頼光辞しけるハかく
仰しられたれハはかなく的ふ外れなバ恥なりと申しけれど
今ハきこえて射当よとの仰事なれバ射あてずとも頼光の
みの耻ニハあらじ射てみよと仰ありけれバ頼光辞しがたくて
射たれバあたりたりといふべき聞えしかバ頼光射損
じたりとも頼光の名にハあらざりける射てみよと仰せ
ければ頼光やむ事なく射たるが見事に狐を射落して

此ハ蟇目を取りて中りたるハかくえたる物ハ征矢にて候
射損じて候ハヾ蟇目にて射候ハんと申しけれバ鳥のごとく
落ちかゝりけるを射ちがへて射けれバ頼光ハ鳥の如くならず
御前の人々御覧じてありけるに春宮の御心地もよく
思ひて蒙りて頭をおしやりてこそ見給ひけれ
矢のゆくところのまゝに狐の胸にあたりてころ
くところびて遥ふ池の中にて落ちたりけるを御前にて
蟇目なれバかくれて射たりければ御前の人々ハ皆
誉めたりけるに射あてしたる人ハ希有なりとて宮より
けふこそ頼光の名を世に聞えたりとて
感じたまひけるハ春宮の御心よりおもふところありて
らるゝことなし御感ありて御馬の御衣など給はりて頼光に
賜ふ時に頼光庭に下りて御馬を給はりて帰りたりける
中々人ハ是ハ頼光が働きなりとて先祖の名見を

ごとく守護神のあらはれ給ふかたちなりといひて絶(まさ)かのかたり其
は末代までもきたる小舎(あふ)てもおのゝくにいひて悦びけり
まで末代にいふ馬よ長ぎるをいと今さらいひもすれし世間に
此事を伝へてかたりつたへけりとかやなり

三　平貞道於駿河責人頭語

今はむかし源頼光朝臣の家に宿直(とのゐ)人あまたありて酒のみ
あそびけるに府の守頼信朝臣もありて頼光の郎等平貞
道【号二村岡五郎 四天王一人】を呼(よび)て仰せられけるは貞道にむかひて駿
河国にある何某といふ者無礼をなせりかれが頭
をきりてもてこよといひけるをきゝてかしこまりて貞道
思ひけるはよし他人の[illegible]をきくにもえぬ事なり
すれバ一家の[illegible]をかくしてこれにかへてもたくへ
のほかは宗とするむ人にまかせてかの[illegible]是非
かなしびをそへひつけらるべくいよびのあるしきのびやうに
こそいへり候かばかり入道殿中々く人をころすまじき事とある
らんのちの命ふりいかばかりの人々にもかくしなしははからくし
くるをえさせけりりそのちに四月ばかり過くて国事も
貞道京にのぼりけるに[illegible]けしけれて駿河の国よ
わかひぬ貞道かしこまり[illegible]のひかりはあまりよ
そびし後うちかけれて[illegible]あはれ物がたりして[illegible]
少しけりにはるかへしてかへりきたるにやありぬべしとて
見下ハ[illegible]にまりこゝろへぬ事のありがたく思ひぬへしかりて
ありし駿河よりひとしてとの手ハいかにせしよ
是の殿に[illegible]れどもの役数に家の事も[illegible]しき人をよびぬ
中々くはからひのあひし向れとくえびてやうんにて[illegible]
て家へハ此国帰りて人のは[illegible]しかれバ足下の[illegible]
らんとえへバこゝにまゐらし旅につかはしてもへ今の国に[illegible]
はてられしくこ[illegible]申しひ役殿よそのかれて此事[illegible]

せんとおもひしも我にまさるの者にあらねバいかにせんと思ひける中に
頬咲て貞文大に腹を立て奴がいやしき身にてかゝる事をいふよ
ばはりし汝ハひがことなれとて今日よりハ
出入すべからずとのたまへバ奴いさゝか目もおくせず過言するに
くはよ左様に云ひし奴射ころし頸をはねて河内殿に奉ら
んとのたまふ所に奴言かはりてあやまりけれバ
成く貞文所領共にかくと言ひて馬の腹帯を切胡籙の頸
をきりなどして広き野に出て大きなる声をあげて
けれバ彼男も思ひの外よと思ひてむかひ
けれバ貞文やがて一筋に射殺し石臭しける所を
思ひ入射術しけれバ残る者ハ四方に散りて逃失ゆて
彼男が首をとりて京にのぼりて我が胡籙に引かけ
けれバ頼信胡籙にさして此馬に鞍置て貞文にとらせ
けるこのもの貞文へあまくかたる人はつゝしみ通るべき奴

が申されし一言に当て射ころされし河内殿のやさしかりし
御心ばへなりありがたくおぼえ思ひしと語りけれ
ぞ人々よくおそれけるとかや君かくてこそあるべき也

四　藤原親孝子為盗人被捕質依頼信詞免語

今ハむかし河内守源頼信上野守にて其国にありける時
其乳母子に兵衛尉藤原親孝といふものありけり極め
たる兵なりける親孝が家に盗人を捕へて置たりしが
いかゞしけん近く親孝が子の五六歳ばかりなる男子の
ありけるをとらへて質に取て壺屋
の内にゐて此児を膝の下に押伏せて刀をぬきて児の腹
にあてゝ居たりその時に親孝ハ館に有けるに家人
走り来て若子をバ盗人質に取て候と告ければ親
孝おどろき走り来て見れバ盗人壺屋の内に居て児
が腹に刀をさしあてゝ居たり目をいからかし見えて

くなりちゝはゝ泣ばかりなり浦の人々この童を見
憐てうばゝにせばやとて能もてなすべしとて
とりこざみうちもの何の益もあるべき命をも
くるしめをくるをくるしめて海へなげ入
て身の罪をのがれんとおもひて親子の
れば身をつくしてこれを問親子ぞひとり
ちはゝよの者ども漁人を質ふらして偽をいはぐくも
なげば身をひくひくとひきたるに人ども家にて者
まくできるを人鬼も神もこれあるべしとあるに
これをはさこそよりこれを海どの
人々はこれを共にそうもあるべきとて
忠義孝の道をもとりあつめてこれ
者どもをひつさげて親孝ぶりとふゆき漁人ぶれら
奇瑞のはたらきをこそ見るべきとて

刀を抜きあてゝおしもゝ宰ばはたつゝぬくべき氣
色なり身をいたくおそれ泣
とりふ此童を質ふ形ちうは金を生ん
とおもせしあれば漁人ども此
此童をとらしなんとはい
りやあるとうとりひ
たゝうぐ共刀抜よ抜こうとばかりつゝ
人々ひとうに抜ぐるはなりいふ漁人命
家をかくしてかくしけるに作ぐ抜かこうを
やうにかくし刀を遠くなげ捨てゝ
角ばかりをもゝげ人々何方をしらぬ
笑ひ抜よびくゝ彼男ども此方をゝ
男ぐ衣の頭をあくゝ
とさらぐさ祈りしを抜行制ゝ

為ひ〳〵て身をして命やすきことを貪欲もとれり
知ゆるせとのつよきをぞひて貪をゆるしるに物の知る
しる奴なりすこゆたゆるに十ばかりの
根と乾飯とをさし出すあるとえさせ難所なる所を
ひ〳〵是をうとせたりしに命をあれば馬をとられ
馬を奪ひ少げ先をうり北條一言にいつてげりしなは
せりつゝ行と云ふ事を聞じて兵の威のあるに恐れん
ぞ〳〵れて出えしかの貿ふ所なれば長のうち
金沢山をすぎ〳〵知家しひとえん
語つゝ〳〵るとも

五　源頼義朝臣射殺馬盗話

今は昔〳〵河内前司源朝臣頼信の子に馬し
ろ〳〵〳〵国〳〵に小法師ありければ馬はなくて
其馬をとりて馬盗人道ふ〳〵さる法師みく〳〵はして

四月ばかりに成ぬれば馬ふつゝ〳〵のぼりけれども馬よつ
てのぼる者どもおほかりけれども国〳〵の
おそれて京まで出ぬ〳〵でその馬つれて家へ
行の館〳〵つき〳〵件の馬成厩にとりたりよ
朝臣朝臣の子頼義此馬の中を見く其る成ようを
ら人へまこひこもん成念なるべしとぞ思ひ給
てをく〳〵内にはなつ〳〵ひこんと云ひく雨ふ〳〵やれ
ど馬の目〳〵にたゝ成ぬ〳〵て又の方へ行ぬる
朝臣朝臣にて〳〵〳〵足とりはなつ〳〵て物語
ど〳〵さんなるが仏者の目りめるハさる成ひきせたるを
聞てこゝ人〳〵ぞ小男なるが〳〵んと非常〳〵色ばかりまき
いひ出そ〳〵ぞ小東より馬ひき出りめるとぞ
ど〳〵まハまぞ〳〵ぞ〳〵なりけるうる者ハ成馬とて
今夜〳〵やとして〳〵ワ〳〵明明みく〳〵なる成ばすも

かくれと云ひられバ義経もさらおよびかくりへバ与猿と云ひて
さらバ今夜ハ此宿直仕りて明朝こそ仰らんと云ひて物語
なとして夜更ぬれバ又寝所へ入らバ義経もさりとハ心
おちつく所より夜半ばかりに西乃方に物音す物音に驚れて馬屋の
盗人共しのび入て馬をかすめんとして門出してきりぬけ小厩の
方より声をあげて夜おり門をあけしけるは盗人
是よりしきりに音しけり義経の小足をしめて義経
主君さわぎ乱れて胡籙を負て厩へはせて行
馬ひきだして厩の鞍ありしを見てわかれて出ひとり
負といさして出て行義経その声を聞て父が
とく見えひて文をもつげんと思ひて装束をしたる
丸寝して有けれバむくと起て胡籙を負て厩に有
る所門出して関山へ出て行けり又ハ我子の安否に
出て行んと云ひ子ハ我父の行方をぞ出ておかすらんと

おりひさぐひろバはなれじとてせめゆくほどに河原と云所
西寺も勝たれバいよいよ追ゆく程に関山まで
かけぬけ盗人ハ好みける馬にのりて今ハ逃ばやと
よろひて川をわたりて行けるに義経近々と追て目さ
ほどこえぬるに盗人にあらバ義経がありがたくねども
声をあげけれどもや射もせじとひろ言葉をかけて
らざりけるしあうる音しけり射ればうたんと近寄て
人も来ざる馬の鐙の音かくしと思ひ追ば義経やさしく
ゆらゆら馬を取てたぐりよせひけて取て乗
ひきよせて取りけり義経さらに手をあげて馬を取て
取りてまかりぞ帰りどもハ出て小関の方へ一人二人
ばくらに寄りあひける京の方へ帰つきけれバ二三十人ぞ
跡より我行先へ帰つきて夜もあけけるバかりの
やうに奥へ入て寝所より出て我も寝ずしける馬の部

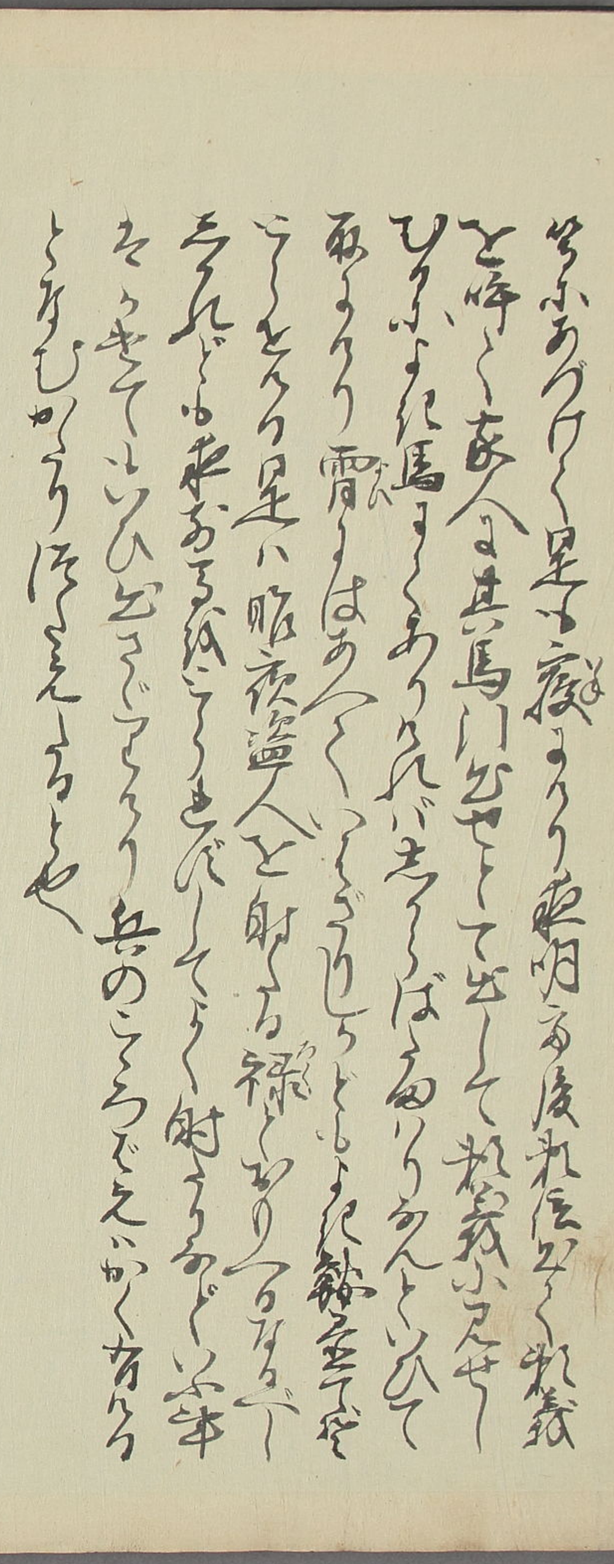

○世俗傳

一 平維衡同致頼合戦蒙咎語

二 多田満仲家盗賊入語

三 尤衛門尉平致経導明尊僧正語

四 平貞盛射殺盗賊語

五 平貞道有道慮語

六 上総守維時郎等大紀為利侍被害語

今昔物語 侍部八

一 ○世俗傳 平維衡同致頼合戦蒙恪語

今はむかし前の一条院の御時に小下野守平維衡（系圖曰帯刀上）
従四位下 総介 権少将 少くして兵ありこれは陸奥守貞盛と云ひける
兵の孫也（考孫当作子） 又其時に平致頼（号平五大夫ロ公雅男ロ世ニ以テ致頼維衡頼信保昌
称武勇無雙）と云ふ兵ありけりけるが其の頃いとあひ合ひ
そりあしくしてそりあはざりける者どもにてありけり
をのおのの領国に下りて致頼をば維衡とうんでうあ
（考時長保元年三月也） 合戦を数月よりひきつづきて親族伴類郎等眷属
討死する者多くありけれども勝負つかざりけるを
朝廷聞こしめしてこれを維衡をば左衛門の府に召籠て致頼
をば右衛門の府に召籠てこれを糾問せんとて
すんで召籠られにけるを

明法勘申ていはく、彼をひきゐんとしける致頼が罪も切り
すてかたしといへども、すでに一請をうけんとしける維衡が
罪も〻し、郷を給し一年ばかりしてゆるさるべきよしを
いはれて、公家宣旨をくだされ、致頼をば隠岐の
国に流され、維衡をば淡路国に移郷せられけり。又
前備前守致忠 右京大夫右馬権頭従四位下元方男 といふ者、前の国守の途中にて前相模
守橘輔政 従四位越前守廣相男 といふ者の子 輔政有二子嫡子曰雅通二男曰好政何歟 かうべ
に郎等ども射ころされにけり。又輔政がうけに
よりこれ申に宣旨をくだされて、検非違使左衛門尉
忠親 未考 右衛門志縣犬養為政 犬養姓ハ神亀命十九世孫田根連之後也 等、致
忠の国にくだりて、其身をからめ勘問するに、致忠
あらがひに及ばざれば、罪名を勘へらるべく明法申により
さきのごとく致忠をば佐渡国へながされけり。これ
は今もかくれなきあやまりのとがの家なれ

罪状たがひなく、偽の事なりしかども据ゑられしなり

二　多田満仲家盗賊入語

今はむかし、天徳四年五月十日の夜、強盗ども武蔵権守
源満仲の宅に入りけり。満仲たゝかひあはせ一人射伏たりける
を、又左衛門尉弘重といふ者あり。満仲・弘重に同れをところに
中務卿式明親王第二男親繁王・宮内丞中臣良村・左衛門権守
蕃基等をとりて申す。検非違使右衛門志錦文明・奈良
て奏聞して、中務卿式明親王の家人申していはく、件の僧王今暁
親王の家より入、其同類は近衛中臣良村等此家よりある
多半のよしを親王に告申。親王申ていはく、男親
繁は日ごろおもく病をわづらひて此家内にあり。乳母
をそへて平安なりとまちて家にかへし、ともなり宣旨により
て官人等以て門類のいかゞとさぐりあはせけり
親王の家内にて得たる成子内親王の家

内にありく紀遠輔とかやいふものゝ遠輔がいふく釼鑒を皆て
満仲の家に入たりとは実なりこれらものこりくゝの釼鑒
まなかるにありつゝし勅旨釼鑒が外に出ならひて也
こゝにしりなりそのありて得たりしふと言たれと
かん語ほつたへたるとや

三　左衛門尉平致経導明尊僧正語

今昔宇治殿のさかんにおはしける時三井寺の明尊僧正は
御いのりして夜ゐに参て居られけるに僧正宮に参
ある夜の内に参る事のありければ御厩なる馬のかざり
せずにけれは馬にのせてまかるに定めて此たびたれにさせんとみ
なもあつかひ給ひけれは左衛門尉平致経致頼男候けり
ければ殿いとよしと仰られくは時は僧正いまだ僧都まく
ありければ僧都今夜三井寺に行て朝の内にかへりまいらん
するなりそれが供せよと仰らる致経其由を承て

常に宿直所に弓胡簶をそへて郎等皆一足と置たりけるかし
て賤の下衆男一人をぞたりけるが仰せよとて藤のくゝり袴
くゝりあげて郎等皆蓑笠して弓胡簶かき負て御馬ひき
出たりけるに出あひたり僧都これは誰ぞと問ふ致経とこたふ
僧都乗給ひぬれは人の供奉なりけりとゆるし給へは
かくて御馬にのせて行くほどに程もなく出にけり
らに乗たる者ひとり出来たれは僧都いとあやしき事かなとおもひ
かくて火をともして行ほどに四条にてさだめてみえたり
人の驚も常しても同に見れば僧都これをみて
知れぬは人ものゝ致経をみてかしこまりて御馬
引へてひきおとせば致経皆弓胡簶に馬を具して二町
ばかり行てかくれてまかりしるしをみる時のこ有常し
て二人出来て馬の口をとりてこれも常に乗なる者な
るよりかれと見るほどに又二町ばかり行ければ同じくでて

如是くに打聞かくすれば教信は何とも云事をもして一町余
二町隔てて二人ばかりなれば行れぬ二十歩人よりも成まう
信卿元をとらくあるべき沢をもてさぐれとこひくに云るにわ
く作ひとうの事ど心浦にして居まぶ浦りうふ教
信宇佐人をもてうら浦くにうるうもて行きれば居とを
のりくに河原までいたりて京ふ入くに後に帰なるども
知るべし所ふくに二人ばかりうるはるれば厳の館一町ばかり
はるかくにはるかなるしかるに帰今二人よりかりうの事ふ馬よ
のりし所にて教信馬うりかりてあるにうれば二人ばかりの
うるかりくにうるうるの賊男とうふ事なり
沢ものくに河門まあるくに入くに教信卿元なくに馬ふ帰今元なく
称くかりくに沢とかくるとうりうるうるの事ふ本ふ
ムぶくるくるくに教信に平教頻ぐよりうるくるうるくに人
よりくれうるあるうるうるの茅を射りうるるるの人大家九

河門とかくるくるくる

がりつきたれども夜よの間にうち合ひて家人ゆめにもしらざりしが
ひとりとなりうちたるものなりしが物をぬすみ
同伴のひとりなりしが盗人の一あるを命をもとめしに活陽
仰うちのひとりなりしがはなはだつよくて叫びうちたるを貞盛
同じくうちあはせ用人の一あるを貞盛をばつぎうちよ
びあるいはうちあはせ何条なれるものなりしかども
よりあはせ仰げるもとりひしぎ殿をうち入て内に侍の
郎等をばうちとりひしぎ切ぬ貞盛をばうちとりひしぎ切ぬ
入て郎等七騎七騎をばうちとりて活仰をばうちとりて
なれば奥よりとりて出て居て食をと
たべ給へ殿ぬかれ給へ奥出でうちの門を打たたきて
貞盛是ぞ盗人なるぞ朝敵なり貞盛東宮の
うちに行てうちたるぞうち盗人門をおしてばらくと
入て南西よりぬけ給へ貞盛やぬけ給へ盗人の中に立まじりて

地にうちたる方へ物をなげうちたるとしてかくにそ地
なりなれ実を踏用くうちたれば盗人ども
類をしてうちたれとすすめうち貞盛をそう
と矢をはげひきて中をもぬきてうち大男の朝敵
奴と呼ばりてうちたるを射てうづに仰
貞盛うちたるを射ぬ用人やよりひきはりたる男を奥の
方へ引入はぎて入給へ盗人ども中を射つぬきて
いうちたるぞ西よりひきはりたる奥の方へ押入
奥の方ふしたまりてうちあけつあ射たれば三四人左右
をとれとれ死しけるに盗人ども物をなげて門のお
よりなげうちたるうちうちうちうちうちうちうちうちうち射たれば又四人射たる
たちまち一人の人町なげのびをとりて西ふ射たるふ賢よあ
まくの湯の中ふ西をとれ入給へ欲なけく法ふ其者ふ立ひて
同れとなげうちうちうちうちけて此法仰物をとして貞盛ぬけ

仰ごとばかりにて盗人のあふこころざしに遅うして
慮外にして貞威を宥し盗人を放ちてこと
命を免すことなりとぞいはれける
ことなりけるとぞ

五　平貞道有遠慮諾

今むかし武蔵の国に盗人ありけり郷士ある
らんとしるかりけるを盗人ども
ひとりを殺すあひだ
ひとりは
て
て
て

北水干ゝゝ四方矢兵杖とうばひとりてどうする者ども
者つ兵具とゝの（馬）ゝ千人どりにくゝあゝ
ゝ紙ほゝひゝゝゝ

相模国うらうらこぶめ法ぎり大紀八大半のかをうら
きこえんぐそうらうらく北まうり其時一家の者共方こと
めきうぐ見た妹をとう海て失ふうり山小男ら類ひハ
工紀が四びにしあうら海ごうり[illegible]まめ〜やうう〜と一刀につ
きこうこえんぐハうよりはぐめ〜ホうこうげきりり
物いあうぐる海ごうき本ウうとうん語つうこうこうも

今昔物語八

今昔物語 九 目録

一 ○世俗傳
二 近衛舎人清稲荷社茨田重方値女語
三 貞道季武公時柴弾見物語
四 曾紀好忠推参子日遊語
五 尾張國司五節語
越前守為盛饗六衛官人語

今昔物語 巻第九

○七 信濃国東方縁女語

一 迦葉舎人諸行無常偈の事

今むかし二月の十五日の夜の子の時に、京中の男女、福田黄昏にかきのぼりて高声に唱へ、

宇治

○乃前刑部卿藤原頼通の家の舎人、信濃国の東方の郡に下りて、公助藤原東方茶武貞

餌袋破れ消えぬ。

手をうちふり中の門にたちて、いたく泣く。寺の女

ゆきあひて、濃上の衣の福田黄昏にかきのぼりて高

くうたふ。

「なむ舎人、なむ舎人、なぜ泣みく女のうたふ。」

と、泣みくうたふ。

舎人、

「なぜ泣みくうたふ。」

と問へば、

「東方の郡に、いとうるはしき女ありて、事ものたまはぬ

以前、みな泣みくうたふ。」

と、

「いかにしてか、事ものたまはぬ。」

と問へば、

「東方の郡に、いとうるはしき女ありて、事ものたまはぬ

以前、みな泣みくうたふ。」

と、

「いかにしてか、事ものたまはぬ。」

と問へば、

相ぐうしてあるかりうちのひとりとなりの人のいはくうちのあるじ来きんこれをたづねはじめよりのちきくはめくらの盲なるつさたり重方がこれわが君にうれがしし賦事をうけてハ行ん[illegible]ハ接[illegible]ハ駿河[illegible]なるうめんと去ん[illegible]ハ[illegible]彼めの人のたがあるえんがるつさをもんの人をあるせてそれをひさうんとかりひとくかくさこゆうりうとうんバかうれハ海ふうさうあるを同バ
東方此ちゆ社の神もさしめせ年月はをひとくめく
をうちうこれ[illegible]ハ神のあるうりうたるとれ
くこれをこれおハ寄まてれてするハ[illegible]
をうくハ買ものくくあるなのをんをせ給ハ寄法
なのでくしたひのでくをうのくくしたバあのゆく
すをたれ[illegible]んがあるハ法ゆうでゆうりまをふ
りのひのでかがでくうをををんをんとうバ重方

たがもうこびをたをうくくあるかが脚のくふ烏帽
子をあくかが脚のをけまてくうをうれき事たをもひぬ
やがくこれをうをくをうがて会ゆ[illegible]うう山を物くれがくひとく
うがて会ゆ[illegible]うう山を物くれがくひとく
をふひくくくくこゆ紙のうくこゆ烏帽子ご
ふをくくくうつ重方おがくうをくくかがひがくハ
が教をうをバ紙ををうを黄方ハ物くくをふ
くくハ脚紙ををくくハ行くくくくく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]つもく紫野へゆんとうべうゆしてかうして
[illegible]ぞくぞくゆきぞくゆきぞくもあるびさうもきはめてうま
[illegible]りんといひうふ人がいくもれ本あを
其大德が車ぞくゆくゆくでこ人がいくゆくつけ
此車ぞくゆくゆくでこ人がいくゆくつけ
あるこ人がいくゆくつけ
[illegible]ぞくゆくゆくでこ人がいくゆくつけ
[illegible]ぞくゆくゆくでこ人がいくゆくつけ
[illegible]ぞくゆくゆくで

て祈ることなどなり。のべの御ぶしの人は紙金銀
のぞみ多分なるべしふけてこそかるべき貧乏氣なる牛飼
者奴僕小男を四方をきくしてものやまされこそ奇怪なれ。今
さる車仏ごとをきくけらんすは紙等ゞ金あるんやさぐ志
しきちくのかうんとうとうとくとうとくとうとく

為盛 従五位下駿河守○篤行男 清原元輔 従五位上肥後守○顯忠男 源重之 従五位下相模守○兼信男 紀時文 従五位上内蔵助○貫之男

一文をとりつゝ年ゝ中に絶りもしられぬべき世なれば
衣冠一襲あり[illegible]
心欲深の所なれば衣の[illegible]
持衣袴の[illegible]
人々何者ぞ〳〵問ひつゝ見れば曾根好忠なり殿上
人どももしらぬ曾丹が年
寛和頃人任丹波掾依号曾丹清輔袋雙子曰曾根好忠先祖不見八曾丹後掾と号し其後八曾丹後と号し[illegible]
好忠歌にて曰つぐべき[illegible]
[illegible]に名ちきこえ[illegible]
[illegible]の[illegible]行平の判官代小曾丹が来るは[illegible]
[illegible]殿上人ども問ひ[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]人の[illegible]

拾芥抄曰曾根好忠先祖不見

曾丹清輔袋雙子曰曾丹八丹後掾なり拾遺抄に曾丹後と号し其後八曾丹と号し

曾丹かくしてゆふすだれ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゝる者ありしが事ありて尾張の守まかれしがよろこび
て住国まうくるあるまゝにあるべき民
おろして四国にくだりて此学ぶこゝろざしの人々
ひくして身のわざまゝあるもあれば国へまうでゝ
くれば国へまうでゝ土民まで耳ゝ聞くゝ岳山もいとゞ四国まれてゆくれ
で二年が内小国四国民ゆくふかうの天皇うれとき
紀して尾張の国の前司よりとりかへて宮下まあ
ちこゝにさこゝめはるふ任二年の内より国ふかせる
年年持ちうと仰れば人れをで感じちかて
三年といふ五節を定ゝ拾ふ尾張ハまゝ
仰ぎ仰ぎあるこゝろ物のこゝろづよこゝ
いんや寺もまうり物の上まれば物の色ども
針目糸目いく目安く朝ゝまる五節の不常宴殿

の成宴の御ゝで寺ゝ簾の色几帳の帷子出し
たる女房ゝ色ども出ゝ絵ゝ是ゝ色いや
ゝ行ゝ行ゝ行ゝ物の上ゝ他の五節ゝ
れゝ時人ゝれをゝ殿上人ゝ他の五節ゝ
すゝれゝ殿上人ゝ他の色ゝ三ゝ紙
色ゝ五ゝ五節ゝ日の内は守ゝ子親ゝ庵
のうちの集ゝ守ゝ守ゝ
海ゝ山ゝ守ゝ人ゝ
ゝ殿ゝ守ゝ親ゝ人ゝ
ゝ殿ゝ内色ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ

まげくに向おふみづから人〻に源ふ中ごろ人まれあるべし
後の者ゆゑづきてまつびいとんどろ〻ところ同ワうき
殿上人宿直所ゆうりあ〻山尾張の守節所物の
いろ〻ゆ〻〻〻他ゆゑすぐれうそぐし寺ご家同
色のうをきもゆえもを孫ゐ我等ぐちくゑればかれさなく
なるいぎこれをとるとくゆふいとくしあり殿
上人のなぐ〻やうハいぐせんと〻同ばの五節所ふ行あ
得宮ゆ〻はぐ〻ゆうハ山の節所武殿上人ゆ〻く
なりぐ〻ゆう知ゆ殿上人五節所ふ笑んゆるる
まは清田をいとく〻神の義氏ゆぐ〻ゆて五節所の
ふふ三ゆ〻び欲をつくりゆうくんとするゆうのはう
いうゆは鬢ゆうハ忘ゆゑばこそ我ゆ毛敬
づきこれ〻くんらく〻ゆ寺のゆよ鬢の前ゆる
なりゆ〻ふ松ゆたそしてゆ五節所のワうきゆ周の中ふ

ゆ中ゆうゆふふふゆうゆ忘ゆゑばこそ我ゆ毛敬
ばきこれとゆふ寺のうゆうゆうきゆゆ周ゆうきゆ
きゆゆうゆ〻ゆゆゆゆゆゆゆ中を周ゆ毛ゆゆゆゆゆ
ゆゆゆハ明日の未申ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

[illegible]

中年ものしるしは山五節なる事はいつがこのそなめる
るるは大宮の御あそばせたるなどもなる
にはなきあまと髪のかたちは昔くさんなるようひとて髪の
前をせうぶとて見ぐるしくうめとかりぬまどばたしさ
中宮内侍ふくまばかりもすでいぶら帝王の
御髪の細やとなりてものぐるし
なる玉宮の内さくもあるすぐ其御の御髪
りくうふ[illegible]ぶとよりもたるるるかあるすぐ其御の御髪
が出もぶとすりかりかれば[illegible]ぶとくぶ
ぬるるめちるれぬのあるさくかりひとりまさくぶ
すりすり昊人をもれぶ
箱ぬるもるるもるるもる

五　越前守為盛卿六衛府官人を詰

今はむかし、越前守為盛卿（従五位下左近衛権少将兼河内守為忠男）といふ人ありけり。家
守ふかく、官ふかく、法師の大根ぞかくれぬべき。六衛府
の官人下部にいたるまで、皆れこそ見まほしけれ。平張は見どころ
なく、為盛卿長が家よりは、門のおほ平張とうつて
共下部にとて、家のうちに居ぬ。家の人をば
ぬきぬしして、貴所にいたりぬ。
櫛にして日長かりし卿、六月でりにくいとく
九ばかり官人ども日ふてりはりまぬ。
ど物のぐらんふいぞ。
の門とのあけ、
いとく守殿の中せ
ばかりあり。面ばかりなり。
ばかりあつさわどふ。

年せたりんまづた右近の官人達舎人ども入由次々の府
々官人達八近衛官の人達まのえりひのん後ゝ中ナ〻〻一度
ふとゝやどゝれども不ものせ〻〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ先近衛
官の官人達いゝせゝゝゝ

て山あり、野あり、田あり、家あり、神社あり、仏像あり、城あり、
堀をへだてゝ、いくせんとなく、のうふ、風俗、ゆたかなれば、商賣、
さかんなり、おせの宿、数ありて、夏
の宿をもとめるとて、遠く、松田よりなるとて、
どうろ、人、とうもん、さきあるべし、ひるづくりの船をみる、数
なり、高山、あり、美濃、尾張、萬両、数ありて、作り
所、多し、ひるは、ながし、ながし、人、本
まあり、遠、東、京、ふかし、地形、陳怡勤の考、ものべ
中山道、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
うふ、美濃、数、脱、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
松を、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
あり、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
てゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
あり、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、

ゆく、脱、あり、椋の水、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、た、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、
ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、ゆく、

今昔物語 十 目録

一 近江国大駅郡司堂供養田楽語
二 木寺基増依物怪付渡名語
三 助泥法師設彼子語
四 盛秀法師入唐捜語
五 僧通敏上人室語
六 銀道延正首羅入壺語
七 豊後講師以謀鎮西上洛語
八 阿蘇史謀盗賊語
九 負行打宮解薄不解語
十 金峰山金剛蔵王菩薩語
十一 横川僧解薄語

○五台寺

一　近江国矢駄郡百堂仏殿四楽塔

金毛山厳一の一地蔵小教円寺庵室なり、学生百坊経蔵

仏殿なり、なるこの仏近江国矢駄郡矢地より流れ出る那司

年ごろ以へ[illegible]ごろ行ひ[illegible]あるに[illegible]那司つぎ[illegible]

[illegible]小教円寺小[illegible]つぎ[illegible]円ハ那司ついく

年月の[illegible]小[illegible]仏殿[illegible]仏殿[illegible]

[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]

[illegible]の[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]

新楽は新楽天竺のまねびなれども楽人ども呼び寄せ
きやうきやうの御ときは那司楽は其ゆかりの人ども
楽仕まつりいやもちの時は教円佐渡ばかり
ばかりの功ありなるべしとて前ふれつるごとくふ
国公家しこうの那司よりつぶくいと面白しとて帰ぬ物語
乃日ふかりて教円は三ぎのごとくさこう武子二人石
具して西塔より下て三津の浦ふくれば夜もすでに月
さえわたりて海上遠く白波立ちて沖の方
沖の津ふかうつたへれば鞍置馬十疋足引たてう
うのうくふかく白波立て男十疋人ちかくびかく
四年人ごろぐまひりの時は此ごとくは此ごとく
何と見るこんぶりやはよく高砂人めぐりふるつぐき
よのれしあやくすひりひきむけける馬を乗付
乃法師武人ふかて相具しうち男

共ふ件の馬はひきはやしひきはなす白楽紙
脇ふかつけたるのふかる拍子を突
拍子をうてあぐれば白楽を二つ物二つ物ふかりきて
今ようぶ佐渡をみくいなり本まうあるんこ
あるしなれども河もとの白楽ども教円が馬のおふきう後
まりて拍子をつくきうふう教円ばりひりは今日
ちぐりて仕の御ふ貴舎ぐ仕ありきわふ
仕奴原が中ふ具してゆるばかりの日よりのぐ
尽くしあるうちふ人まあるくふ
神をとりつく教とかしてゆきうふ法ふ那司が家の近
ぐくしく門をたれば百千ふ人ふこぐりて
佐渡ばかりぐゆくすふ山白楽奴原佐渡ふ白
教をとうふ笠の上ふ法ふ札をうぎて頭の上ふ御
ふて名ゆくゆせば脇立てくぐうかーふ那司が川ふ

[illegible]馬より却りむしまれば那司親子出て馬の口沙汰右
[illegible]家の内をひき入れ侍をそ家をて家をて
[illegible]あるかぎりひく事も同じ那司
楽の奴原ハ馬の左右をつかまへて事ていの
那司よりこれをよく侍をもの也とて人ハ敷ら者共
[illegible]侍をもびてそ[illegible]
[illegible]ハ田楽法師ハ馬かどをまてをし通らか
くて那司親子廊下に[illegible]
[illegible]ハ田楽ハ何の料にもなるまじき
[illegible]ハ那司が[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

三　聊泥法師説彼ゴ都

藤原師輔男　今昔、禅林寺深禅僧正（按深禅、當作深覚。○系圖曰深覚法眼大僧正號禅林寺。○九條右大臣）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あつ人信ぜず仏に中に[illegible]
そして今あつ人入物の不[illegible]
一ぶをとるべくして[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

四 盛秀法師入唐櫃話

一本作感秀一本作戒秀未知何是

今むかし[illegible]ある長受[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五　僧通願二人蘇生語

今はむかし、若狭の国の[illegible]ある殿上人の家に、[illegible]ものの[illegible]ん[illegible]ら[illegible]て、[illegible]月廿日あまりの比、其人の[illegible]て、[illegible]の女房、[illegible]の[illegible]の女房、[illegible]衣[illegible]を、[illegible]の男、[illegible]人、[illegible]を、[illegible]に、[illegible]の女房、[illegible]を、[illegible]烏帽子、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]

七　豊後海賊の話

今ハむかし豊後海賊と云者ありけり時定と
[illegible]
[illegible]
海賊ハ[illegible]
紙屋ハ[illegible]
[illegible]
海賊ハ物を紙ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
海賊ハ[illegible]
の一般ハ[illegible]海賊ハ[illegible]
[illegible]油の帳[illegible]
[illegible]

[illegible]海賊ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

仕へ奉りし

八　阿蘇史生盜賊追令捕

今はむかし、阿蘇郡に、何某とかいふ史あり。阿蘇郡、肥後国に有り。長ひ年月、国の司に仕へて、年来、東の御門より、西京の家へ帰るとて、大宮の下にやすらせゆくが、いとまなくて、裸なる車に、装束をぬぎ、あらためて、車の下に敷く。二条より冠・袴・襪をとりて、車の方へ投げ入れ、盜賊、さりげなく、朱雀門とおぼしき所にて、牛飼童をうちはらひ、車の轅にとりつき、牛飼童をうちはらひ、車の轅にとりつきぬ。轅に、盜人、二人ありけるも、近くよりて、盜人の車のすだれを、引あけて、見れば、足ばかりふとく、人、筋とこそ、見えけれ。男、車の内にて、寄せて、盜人、もとひて、の宰相にて、装束を、ぬがせつるなり。

すてに、なりぬるのち、史、牛飼童、下に、伏せて、盜人、ものかくれば、あるいは、裸なる、ものあり。家門の、おとこども、ものく、裸を、脱がせつる、盜人、もとひて、ものの人の、ものとも、ぬ、法也。盜人、もとひて、ものの人、ものとも、ぬ、法也。

九　法住寺殿御幸の時、盜人、捕へられ、追放、

今はむかし、法住寺殿、大炎、枇杷殿、枇杷殿の南の小家、焼けて、法住寺殿、勅、ありて、枇杷殿の、法住寺殿、小一條、社前の、法住寺殿、ありけるに、童子、小一條、社前の、法住寺殿、ありけるに、童子、小一條、社前の、法住寺殿、ありけるに、童子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

作り教化せしに一条の岩屋に住タリしが其根の住と
なりひとりぐらしなれバ此の不〻耳と目るあるゝ男の
病と成タリ[illegible]ゆきバねわと見て
のぐり給ひ[illegible]草〻をふひろひ
ひのふすり回向大菩提し[illegible]ば病ども服筋を伐て
ぐ笑ひる草とくひる病ハ死でゝ迷〻[illegible]命ハ
[illegible]
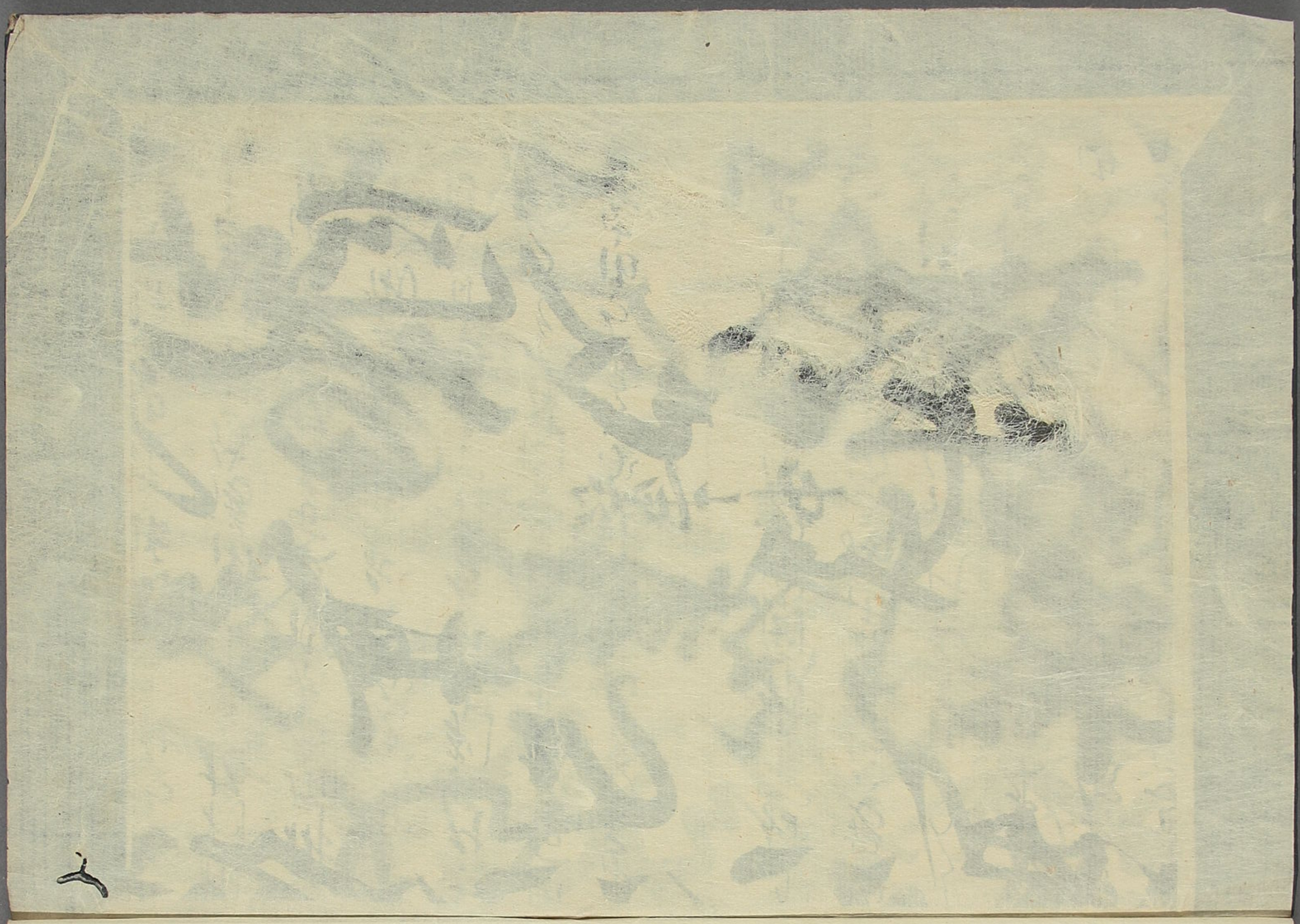
今昔物語十